

も く じ

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 社会の動向	2
3 文化芸術振興基本法	5
4 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）	7
5 文化芸術に対する基本認識	8

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	11
2 基本目標	12
3 基本的視点	14
4 文化芸術振興の概念図	16
5 施策体系	17

第3章 施策の展開

基本施策1 多様な文化芸術活動の推進	19
具体的施策1 子供に対する文化芸術鑑賞機会の拡充	19
具体的施策2 文化芸術の公演や展示事業の多様化	20
具体的施策3 市民主体の公演、展示会への有形・無形の行政の支援	20
具体的施策4 市民の文化芸術活動と発表の機会の充実	21
基本施策2 文化芸術の担い手の育成	23
具体的施策1 顕彰制度の確立	23
具体的施策2 人材育成事業の拡充	23
具体的施策3 文化芸術団体の運営・活動に対する支援の推進	24
具体的施策4 学校教育・生涯学習との連携の推進	25
基本施策3 伝統文化の保護及び継承	26
具体的施策1 文化遺産に関する専門的調査の推進	26
具体的施策2 歴史の掘り起こし・記録・公開	27
具体的施策3 文化財の保存と活用の推進	27
具体的施策4 国登録文化財への推進	28
具体的施策5 歴史や伝統文化の学習機会の充実	28

基本施策4 文化芸術交流の促進	29
具体的施策1 世代間交流による伝統文化の継承支援	29
具体的施策2 情報・人材・施設に関する情報提供	29
具体的施策3 地域間交流及び国際交流等の促進	30
基本施策5 文化芸術を創造する環境づくり	31
具体的施策1 歴史的景観の再発見と保護・活用に関する施策	31
具体的施策2 文化施設の活用	32
具体的施策3 文化芸術活動のための公共施設の活用	32
第4章 計画の推進	
1 文化芸術振興に向けた市民と行政の役割・協働	33
2 進行管理	35
3 評価・見直し	35
資料編	
1 小山文化芸術振興条例	39